令和８年（フ）第１９０２号
横浜市南区唐沢26番地　フレグランス山手101
債務者　千葉　琴子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９３６号
横浜市金沢区大道１丁目30番２―201号
債務者　小林　正平
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０５０号
横浜市磯子区汐見台２丁目９番地８　ライオンズ横浜汐見台ヒルズ206号
債務者　藤岡　　慶
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０７７号
横浜市緑区北八朔町81番地２　グレイスＡ―101
債務者　内堀　泰志
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１２７号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目10番２―307号
債務者　川又　理奈
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６２号
川崎市川崎区殿町３丁目８番２号　伊藤荘２号室
債務者　石塚智恵美
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５７４号
川崎市幸区古市場１丁目61番地23
債務者　與那　翔太
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５８８号
川崎市幸区東小倉19番17号　Ｍｏｎｒｅｖｅ201
債務者　浅井　　蓮
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６３０号
川崎市川崎区大師駅前１丁目８番８号　ＭＤＩビル　204
債務者　長場　佑佳
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６５２号
川崎市川崎区新川通３―11田中マンション301、住民票上の住所川崎市川崎区小田５丁目24番３号
債務者　市原　歩美
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６５８号
川崎市中原区今井南町４番34号　第２常和ハイツ　１―Ａ
債務者　黒田　悠介
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６６５号
川崎市中原区苅宿５番29号　コーポ高橋102
債務者　赤間　寿子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６６６号
川崎市多摩区長尾１丁目16番13号　アヴァンス多摩　103
債務者　栗山　祐二
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６７０号
川崎市宮前区宮前平１丁目10番地15　ソーシャルアパートメント宮前平　313
債務者　Ｍｅｌａｎｉｑｕｅこと　武田有里香
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６７４号
川崎市宮前区野川本町１丁目19番38号　愛の家グループホーム宮前野川
債務者　藤井　道子(成年後見人　小林　典子)
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６７８号
川崎市宮前区平２丁目23番３―304号
債務者　柳川　　歩
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６８６号
川崎市中原区井田１丁目20番８号　第二中山マンション　205
債務者　堀口　晃美
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係